

～福井市高齢者人材活用派遣事業をご利用になる方へ～

1 高齢者人材活用派遣事業とは

超高齢社会の現在、高齢者の生きがいとより豊かな社会作りを目的に、その技能や知識を生かして、社会教育の場におけるリーダーとして活躍していただける、豊富な経験や能力を持つ高齢者を指導者として名簿に登録し、派遣する事業です。

2 登録者名簿の内容とその利用について

(1) 登録者の活動分野

①伝承に関するもの ②健康管理、レクリエーションに関するもの ③教養向上・学習に関するもの ④生活・文化に関するもの ⑤まちづくり、地域づくり、社会奉仕活動に関するもの（→登録者名簿（P3～））

(2) 派遣活動先

福井県内の公民館学級・講座、幼小中学校PTA、地区子ども会、婦人会等の社会教育団体、市あじさい元気クラブ（老人クラブ）、福祉施設等の福祉関係団体など

(3) 派遣可能期間

令和7年6月1日から令和8年3月31日まで

（上記の期間以外は本事業の対象となりませんのでご注意ください。）

(4) 謝金

福井市教育委員会が負担し、当該登録者へ活動謝金を支払います。

ただし、1回につき3,000円で（源泉徴収で306円が差し引かれます）、活動回数は1人につき10回までになります。

（※申込件数が予算額に達した場合は、その時点で受付を終了します。）

(5) 申込方法

① 生涯学習課に事前に連絡し、登録者の活動回数を確認してください。

② 登録者に直接、日時及び指導内容などを打診し、派遣活動の確認を行ってください。

③ 派遣活動について登録者の承諾を得た後、生涯学習課に連絡の上、「派遣申請書」（P2）を郵送または持参してください。

(6) 派遣申請書の提出期間

前期（6月1日～11月末）の受付→開講式（5月23日）終了後～8月31日

後期（12月1日～3月31日）の受付→9月1日～令和8年3月21日

(7) 派遣申請書提出先

福井市教育委員会事務局 生涯学習課 高齢者人材活用派遣事業 係

〒910-8511 福井市大手3丁目10番1号

（TEL：0776-20-5361 FAX：0776-20-5338）

